

生徒心得

高校は自らすすんで、より高い教養と人格形成を目指した者の集まりである。

この3年間、高校生としての誇りと自覚のものに、真理と正義を愛し、個性豊かな人物となり進路実現に向けて努力しよう。

その修練の場としての学園を楽しく明るいものにするために、若い情熱と純真さを持つことに当たり、利己的な考えを戒め、お互いの人権を尊重し、勇気をもって節度ある態度や行動をとることが必要である。

以下、本校生徒として守るべき節度を示す。

1 礼儀

他人の迷惑になる言動を慎み、何事にも礼儀を重んじ、感謝に満ちた学校生活を送るよう心がけよう。特に公私をわきまえ、言葉使い、態度、あいさつ等お互いに真心から接しよう。

2 容姿・服装

容姿・服装はその人の人格をあらわす。一般に生活の乱れは容姿・服装の乱れとなって表面化する。常に清潔・簡素に心がけよう。

- (1) 制服は服装規程によること。
- (2) 上履は服装規程によること。
- (3) 防寒具を使用する場合は服装規程によること。
- (4) 体育・実習の服装は学校指定のものを着用すること。
- (5) その他服装、頭髪などについては服装規程によること。

3 所持品

教科用具その他所持品は質素なものを使用し、むだのないよう大切にしよう。

- (1) 各自の所持品には、氏名等を明記すること。
- (2) 学習に不必要な金銭や物品の携帯及び貸借はしないこと。
- (3) 貴重品の保管には特に注意し、もしも紛失した場合は、直ちに担任に届け出ること。
(紛失届)
- (4) 他人の物品を拾った場合は、直ちに生徒指導部に届け出ること。(拾得届)
- (5) スマートフォン等は所持してもよいが、使用にはスマートフォン等の使用規定を厳守すること。(スマートフォン等使用規程)

4 通学

通学には安全第一を旨とし、交通法規を守り、常に互譲の心で細心の注意を払い、届出の通学方法、通学経路を厳守し、その他品位をけがすことのないよう努めよう。

- (1) 徒歩通学者
道路の右端を一列歩行すること。
- (2) 電車・バス通学者
ア 乗車待ちや車中では一般乗客に迷惑をかけないようにすること。

イ 乗車時のマナーを守り飲食等はしないこと。

ウ 老人や子どもには進んで席を譲ること。

(3) 自転車通学者

ア 自転車通学者は学校の許可を受け、通学用ステッカーを確認できる位置につけること。

イ 自転車乗車時は交通安全のため、または自身の安全のため、ヘルメットの着用を推奨する。自転車乗車時はヘルメット着用に努めるとともに交通ルールの遵守、自覚と責任ある行動をすること。

ウ 整備点検に心がけ、危険をとまなう型式の自転車は使用しないこと。

エ 2人乗り、傘さし、イヤホンをつけてやスマートフォン等を操作しながらの運転は禁止する。

オ 左側を一列で通行し、並進してはならない。

5 学 習

常に本校入学の初心を忘れず、学習に専念しよう。

(1) 各時限開始合図（チャイム）と同時に学習が開始できるよう準備すること。

(2) やむなく欠席、遅刻、欠課、早退をする場合は、事前に連絡し、速やかに担任に所定の届出をすること。（欠席、欠課届）

(3) 授業に遅刻して入室する場合は、静かに入室し教科担任に理由を申し出ること。

(4) 予習・復習に励み、特に授業中は姿勢を正して学習に専念すること。

(5) 授業中の発言、離席は教科担任の許可を受けること。

(6) 考査は公正な態度で受験すること。

(7) 下校時以外に校外に出るときは、担任、教科担任または生徒指導部の許可を受けること。

6 諸 活 動

常に責任を重んじ、協力的、建設的であるとともに、自発的精神の涵養に努めよう。

(1) 生徒会の活動は会則に従うこと。

(2) 部活動、学校農業クラブの活動その他の教育活動においては、担当指導者の指導を受けること。

(3) 各種集会、旅行、アルバイトなどの許可願は、保護者等許可の後、担当指導者を経て生徒指導部に提出し校長の許可を受けること。

(4) 新3年生は18歳の誕生日を迎えた生徒から成人となる。未成年として保護を受けられないことから、（マルチ商法等の被害者や加害者とならないように）自覚と責任ある行動を取ること。

7 災害など非常の場合

人命の尊重を第一とし、指導者の指示または誘導に従って整然と避難すること。

8 校内生活

校内を明るく楽しい場とするため、集団の一員であることを自覚して行動し、環境美化に努めよう。

- (1) 整理整頓に心がけ、校舎内外を汚さないように各自が注意すること。
- (2) 清掃は受け持ち区域の清掃に責任を持つこと。
- (3) 本校は、上下履きの区分を厳守すること。
- (4) 物はすべて大切に取り扱い、公共物を破損した場合は直ちに報告し、原則として弁償すること。
- (5) ホームルーム、生徒会関係、その他の係りや当番は自発的に責任を果たすこと。
- (6) 校舎内外の掲示物は生徒指導部の許可を得ること。
- (7) 下校時刻を守り、節度ある生活をする事。
- (8) 下校時には寄り道をせず、速やかに帰宅すること。

9 校外生活

家庭及び校外にあつては、本校生徒として、また地域社会や家庭の一員としての自覚と責任をもって行動しよう。

- (1) 家庭では規則正しい生活をし、家事を手伝い、余暇の善用に努めること。
- (2) 夜間の外出は避け、やむなく外出する場合は保護者等の許可を得ること。
- (3) 不健全な飲食店、娯楽場に立ち入ってはならない。
- (4) 交通違反、事故などを起こした場合は、直ちに担任に申し出て指導を受けること。
- (5) バイクの四ない運動を厳守し、運転免許の受験はすべて許可制とする。
- (6) 男女交際は、お互いの人格を尊重しあい、周囲の誤解を招くものであってはならない。
- (7) アルバイトは必ず許可制とする。
- (8) 本人あるいは家族が伝染病にかかった場合は、直ちに担任に連絡すること。

10 禁止事項

次の事項は生徒として厳禁されているから、良識をもって行動しよう。

- (1) 飲酒喫煙行為（飲酒、喫煙に類する行為を含む）
- (2) 暴行傷害行為
- (3) 恐喝・窃盗行為
- (4) 賭博行為
- (5) 大麻等の薬物乱用行為
- (6) 不純異性交遊
- (7) 試験時の不正行為
- (8) 校舎校具等の汚損、破損
- (9) 自転車の無許可通学
- (10) 二輪車の免許取得および運転や同乗
- (11) 自動車の無許可免許取得および運転
- (12) 学内の秩序を乱す一切の行為
- (13) 学業に影響を及ぼす校内外での活動
- (14) 暴言行為
- (15) 人権侵害行為

服装規定

(目的)

第1条 この規程は学則第35条の規定に基づき、京都府立農芸高等学校に在籍する生徒の服装について定める。

(制服)

第2条 制服は生徒個々の性自認を尊重しつつ、次のとおりとする。

(ア) I型制服(従来の男子型)は学校指定のブレザー、I型スラックス、カッターシャツ、ネクタイ、ベルトを着用することとする。セーター、ベストについても気候に応じて学校指定のものを着用することとする。

(イ) II型制服(従来の女子型)は学校指定のブレザー、スカートまたはII型スラックス、カッターシャツ、ネクタイまたはリボンを着用することとする。セーター、ベストについても気候に応じて学校指定のものを着用することとする。

イ 夏服装

(ア) I型制服(従来の男子型)は学校指定のI型スラックス、カッターシャツまたはポロシャツを着用することとする。ただし、式典時については、カッターシャツを着用することとする。

(イ) II型制服(従来の女子型)は学校指定のスカートまたはII型スラックス、カッターシャツまたはポロシャツを着用することとする。ただし、式典時については、カッターシャツを着用することとする。

(防寒衣)

第3条 制服の上に防寒衣の着用を認めるが、色調は華美でないものとし、ボタンまたはチャックのものに限る。

(着用区分)

第4条 第2条に定める制服の着用は次のとおりとする。

(1) 夏服装 5月1日から10月31日まで

気候や体調、冷暖房等の状況下に応じて、ブレザー、ネクタイ・リボンの着用を選択してよいこととする。また、セーター・ベストの着用も各自で判断することとし、気温や体調等に応じて着用してよいこととする。(ただし、校外学習や進路関係等でブレザー着用時は、ネクタイ・リボンを付けることとする。)

(2) 冬服装 11月1日から4月30日まで

気候や体感に応じて移行期間を設けることもある。

(変型・改造の禁止)

第5条 制服を変型もしくは改造してはならない。

(履物)

第6条 履物は次のとおりとする。

(1) 校舎内は所定のスリッパとする。

(2) 体育館内は所定のシューズとする。

第7条 校外における学校行事および研修、部活動、ホームルーム行事などは、特別の指示がないかぎり制服で参加する。

休業日、祝日、長期休業中の登下校についても同様とする。

(異装)

第8条 健康上その他の事由により、特に異装を必要とする場合は、担任を経て異装願を生徒指導部に提出し、その許可を得なければならない。

(禁止事項)

第9条 次の事項は禁止する。

- (1) 頭髪の加工（パーマ、染色、脱色、加工変色なども含む）
- (2) 装身具の着用（ネックレス、ピアス、イヤリング、指輪など）
- (3) 化粧およびサングラスなどの使用

諸願（届）書手続

1 生徒証の再発行

生徒証を紛失、または著しく汚損した場合は、所定の用紙に現金（有料）をそえて、学級担任に提出する。

2 旅行、見学及び集会

所定の用紙に記入して、学級担任及び生徒指導部を通じて許可を受ける。

なお、JR等証明が必要な場合は、事務室に許可書を提出して交付を受ける。

3 アルバイト・自転車通学・運転免許取得

(1) アルバイトは所定の用紙にその理由を記入し、学級担任及び生徒指導部を通じて許可を受ける。

(2) 自転車通学者は4月上旬の指定された日に学級担任を通じて一括生徒指導部に申込み、許可を受ける。

(3) 運転免許の取得許可については別に定める。

4 紛失・拾得（校内）の場合は、所定の用紙に記入し、学級担任を通じて生徒指導部に届ける。

BYOD 学習用端末 使用上の注意点について

1 学習用端末の取り扱いについて

- (1) 学習用端末の使用については学習活動（校外学習及び実習含む）・部活動・その他学校行事等に関することに使用するものとする。
- (2) 校内では、個人で楽しむためのゲーム、音楽、SNS、電子掲示板など外部のネットワーク等を利用した使用は認めない。
- (3) 充電は必ず毎日家庭か寮でしてくることとし、教室等のコンセントの使用は禁止である。ただし、モバイルバッテリーの持参は認める。
- (4) 家庭のネット回線に繋いで使用しても良い。

2 情報モラルについて

- (1) ユーザ ID・パスワードや個人情報の管理は、各自で適切に行う。学習端末や ID・パスワードを他人に貸したりまたは教えたり、ID を不正に利用したりする行為は禁止する。
- (2) 著作権・肖像権に触れる行為は絶対にしないこと（校内・外を問わず、みだりに撮影したり、またそれを SNS 等に公開しない。またダウンロードした画像等の無断使用や、授業の録画や録音は禁止する。）
- (3) 他人が不快になるような行為、迷惑となるような使用方法をしてはならない。

3 その他

- (1) 学習用端末や不必要なネットワークの利用により、何らかの損害を受けることもあるため十分注意する。万一トラブル等に巻き込まれた場合は、ひとりで解決しようとせず、保護者の方や学校に相談する。
- (2) 以上の注意点に反する行為を行った場合、または情報モラルやネット社会のルールから逸脱した行為については特別な指導の対象となることがある。ただし、今後の学習用端末の使用状況に合わせて注意点を変更することがある。